

定 款 変 更 (案)

1. 変更の理由

事務所の移転及び特定非営利活動促進法の改正により定款を改めるものである。

2. 変更の内容

現 行	変 更 後
<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6番6号東北大学環境科学研究科内に置く。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番30号に置く。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 目的</u></p> <p><u>(2) 名称</u></p> <p><u>(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類</u></p> <p><u>(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)</u></p> <p><u>(5) 社員の資格の得喪に関する事項</u></p> <p><u>(6) 役員に関する事項 (役員の数に関する事項を除く)</u></p> <p><u>(7) 会議に関する事項</u></p> <p><u>(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項</u></p> <p><u>(9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)</u></p> <p><u>(10) 定款の変更に関する事項</u></p>